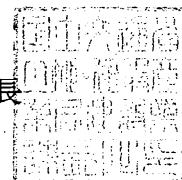


国土建第183号

平成23年11月22日

(社)全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添1～4のとおり関係者に通知いたしましたので、お知らせいたします。貴職におかれましては、会員企業に対しても、周知方お願いいたします。

(別添1)

国土建第179号

平成23年11月22日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

東日本大震災からの早期復興等を図るため、平成23年度第1次・第2次補正予算の円滑な執行に努められているところと存じます。また、昨日、第3次補正予算が成立し、その速やかな執行が求められております。

今後、公共土木施設、学校施設、社会福祉施設等の復旧事業を進めるに当たっては、工事の迅速かつ円滑な施工の確保や地域経済への特段の配慮が求められることから、着工時に必要となる資機材、労働者等が円滑に確保されるよう、請負者に対する工事代金の早期支払による建設企業への資金繰り対策が特に重要であると考えております。

このため、被災地域において国又は地方公共団体が発注する工事については、既に、工事代金の前払いを行う割合を引き上げる等の特例を設け、積極的な前金払を実施しているところですが、国や地方公共団体から補助金の交付を受けて復旧事業を行う公益的民間施設(私立学校、医療・介護施設、障害者支援施設、児童福祉施設など)についても、補助金の概算払がなされた場合その他の状況に応じ、国又は地方公共団体に準じて、前金払が適切に実施されるよう特段の配慮が必要と考えております。また、復旧事業以外の事業についても、これに準じた配慮を行うことが望ましいと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、その旨関係部局(公益的民間施設の復旧事業等に関する補助金の交付事務を担当する部局(市町村の担当部局を含む。))に周知頂くとともに、これらの施設に係る関係団体への周知が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知による各都道府県関係部局等への周知については、関係省にも連絡済みであることを申し添えます。

<参考>公共工事に係る前金払の取扱いについて(概要)

(1)国又は地方公共団体が発注する工事

- ① 東日本大震災の被災地域における工事に係る前金払の割合は、工事代金の5割以内とする。【別添1】
- ② 上記以外の地域における工事に係る前金払の割合は、工事代金の4割以内とする。

(関係法令の規定)【別添2】

- ・予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条

(2)国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている法人が発注する工事

国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている法人が、その発注する工事について前金払を行う場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づく登録保証事業会社による保証を受けることができるほか、市中金融機関による保証を活用するなど、適切な保全措置を講じることが望ましい。

(別添2)

国土建第180号

平成23年11月22日

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県に通知いたしましたのでお知らせします。

(別添3)

国土建第181号

平成23年11月22日

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県に通知いたしましたのでお知らせします。

(別添4)

国土建第182号

平成23年11月22日

北海道建設業信用保証株式会社

東日本建設業保証株式会社

西日本建設業保証株式会社

代表取締役 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添1～3のとおり関係者に通知いたしましたので、貴職におかれましては、公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の事務取扱いに遺漏のないよう業務体制を整備されるようお願いいたします。

# 被災地域における公共工事の前金払の特例について

平成23年4月 国土交通省

## <原則>

代金の4割以内



## <被災地特例>

5割以内に引き上げ

国発注工事では中間前金払(代金の2割以内)対象工事を  
300万円以上の工事に拡大(現在1千万円以上・150日以上工事)

### (※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)  
(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の  
一部の市町村)

### (※2) 特例の適用期間

当面平成23年度内。国土交通省においては平成23年4月22日以後に契約を締結する  
工事から適用。地方公共団体については平成23年4月27日から措置。

(※3) 被災地域における設計・調査、測量及び機械類の製造についても、前金払の割合を  
4割以内に引き上げ(原則3割以内)

# (参考) 前金払について

## 前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

## 前金払の目的

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

## <前金払による工事資金の流れ(イメージ)>

